

【2020年度以降入学生対象】大学院修士課程 長期履修制度について

本学では、時間的制約等により標準修業年限内では修了することが難しい学生の修学ニーズに対応し、学びの機会を拡大するため、長期履修制度を導入しています。

1. 対象研究科・対象者

(1) 対象研究科:

文学研究科	日本文学専攻
言語文化研究科	言語文化専攻 言語文化コース、ビジネス日本語コース
法学研究科	ビジネス法務専攻
政治経済学研究科	政治経済学専攻
経営学研究科	会計学専攻
人間社会研究科	人間学専攻 人間行動学コース
仏教学研究科	仏教学専攻
工学研究科	数理工学専攻、建築デザイン専攻
環境学研究科	環境マネジメント専攻
教育学研究科	教育学専攻
薬科学研究科	薬科学専攻
看護学研究科	看護学専攻

(2) 対象者:

就業、育児、介護、病気等による特段の事情があると認められた方
ただし、留学生（在留資格が「留学」の場合）は対象外となります。

2. 履修年限及び在学年限

長期履修制度を認められた場合、通常2年間で行う教育・研究を4年間かけて行います。

なお、本学に在学できる期間は、通常の学生と同様、4年間です。

※休学期間はこれらの期間に含まれません。

3. 修了要件

通常の学生と同一です

4. 申請方法等

出願時に希望を提出し、入学手続き時に申請してください。

入学後に申請することはできません。

5. 履修年限の変更

1回に限り、長期履修(4年)から2年、もしくは3年への短縮が可能です。

短縮した後に履修年限を変更することはできません。

修了できなかった場合には、通常の修了延期者と同様の取扱い(学籍、学費)となります。

※履修年限の変更は、修了予定前年度末に申請を受け付けます。

(詳細は、MUSCATで通知します)

6. 学費等

(1) 入 学 金: 入学初年度に納入いただきます。

(2) 授 業 料: 標準修業年限(2年間)の総額を4分割し、さらに前期・後期に分割して納入いただきます。

(3) 教育充実費: 標準修業年限の1年次、2年次をそれぞれ2分割して納入いただきます。

(4) 実験実習料: 必要に応じ、必要な年度に納入いただきます。

(5) 学研災保険料: 在学する年度ごとに納入いただきます。

※履修年限の4年経過前に修了要件単位を充足した場合でも、学費総額を納入いただきます。

以上